

育休復帰支援行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日 まで

2. 内容

目標 1：会社は、育児休業の取得を希望する従業員に対して、円滑な育児休業の取得及び職場復帰を支援するために、当該従業員ごとに育休復帰支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。

<対策>

- 平成 29 年 4 月～ 社内に掲示し、従業員に育児休業を取得できることを周知し、対象社員を把握した場合は、制度の周知
- 平成 29 年 4 月～ 育児休業の取得希望者を把握したら説明を実施

目標 2：業務の整理・引き継ぎに係る支援、育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供を含むものとし、育児休業を取得する従業員との面談により把握したニーズに合わせて、再び就業することを円滑に行うようにする。

<対策>

- 平成 29 年 4 月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 平成 29 年 4 月～ 制度にて運用、確認を行う

目標 3：対象社員が現場復帰後、妊娠報告から仕事の引継ぎ、現場復帰までスムーズに行えたと感じたか、確認し、改善すべき箇所があるかチェックする。

<対策>

- 平成 30 年 2 月～ 復帰後確認

株式会社 ハイデックス 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくりことによって、全ての社印がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

目標と対策

目標4：男性社員の育児休業取得を促進する。

<対策>

- 平成30年11月～ 男性社員の育児休業取得を促進する為、社内における掲示板等を通じて周知、啓発を図る。
- 以後、男性社員の取得状況を確認し、対象者の把握に努める。

目標5：男性社員にも育児目的休暇の利用を促進する。

<対策>

- 平成30年11月～ 育児目的休暇制度を新たに導入し、育児休業規程に規定する。子の出生前後に育児や配偶者の出産支援のため取得できる育児目的休暇制度を周知し、利用の促進、啓発を図る。
- 以後、男性社員の取得状況を確認し、対象者の把握に努める。

以上